

有効期間満了日 令和7年3月31日

熊生企第1041号

令和3年12月28日

熊本県警察繁華街総合対策推進本部設置要綱の制定について（通達）

本県の繁華街総合対策については、「熊本県警察繁華街総合対策推進本部設置要綱の制定について（通達）」（平成30年12月25日付け熊生企第1168号）に基づき、関係所属及び警察署が横断的に連携しながら諸対策に取り組んできた結果、客引きや料金トラブル等の通報が減少するなど、一定の成果を収めている。

しかしながら、先般、県警察で実施した「体感治安に関する県民の意識調査」において、回答者の半数以上が、犯罪に遭うかもしれないと不安になる場所として「繁華街」と回答していることや、コロナ禍により閉塞していた繁華街も再び賑わいを取り戻しつつあるなど、その情勢にも変化が見られており、今後各種犯罪や客引き事案等の増加による繁華街の環境悪化、暴力団等反社会的勢力の流入、違法駐車や交通流増加による渋滞の発生等、繁華街の治安悪化が懸念される場所である。

よって、本年12月31日をもって前記通達の有効期限が満了することに伴い、引き続き別添のとおり、推進本部及び現地本部の設置を継続し、環境浄化の推進、暴力団対策の推進及び交通秩序の確立の三本柱を基本として、繁華街総合対策を効果的に推進することとし、令和4年1月1日から施行することとしたので、各所属にあつては、組織の総合力を発揮した諸対策を推進されたい。

## 別添

### 熊本県警察繁華街総合対策推進本部設置要綱

#### 第1 設置

警察本部に、熊本県警察繁華街総合対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

#### 第2 任務

推進本部は、繁華街総合対策に係る基本方針及び当該基本方針に係る総合的かつ効果的な推進方策の協議及び決定を行うことを任務とする。

#### 第3 構成

推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

本部長 生活安全部長

副本部長 生活安全部参事官（生活安全企画・人身安全対策）

本部員 警務部参事官（総務）

刑事部参事官（刑事企画）

刑事部参事官（組織犯罪対策）

交通部参事官（交通企画）

警備部参事官（公安）

生活環境課長

交通指導課長

外事課長

#### 第4 運営

- 1 本部長は、必要に応じて推進本部会を招集し、その議事を主宰する。
- 2 本部長は、必要があると認めるときは、第3に定める構成員以外の者に対し、推進本部会への出席を求めることができる。
- 3 推進本部会の協議・決定内容は、本部長が適宜、部長会議等へ報告する。
- 4 本部長は、必要により繁華街総合対策現地本部を設置することができる。
- 5 その他推進本部会の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

#### 第5 庶務

推進本部の庶務は、警察本部生活安全企画課において処理する。